

排水設備工事における指定下水道工事店の申請手続き

新規の指定・指定の更新

■要件

1. 専属の責任技術者が1人以上いること(神奈川県下水道協会から排水設備工事責任技術者試験の合格証又は更新講習修了証(有効期間内のものに限る)の交付を受けた者)。
2. 工事の施工に必要な設備及び機材を有していること。
3. 神奈川県内に営業所があること。
4. 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合
 - イ 指定工事店の指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していない場合
 - ウ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある場合
 - エ 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない場合
 - オ 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者がいる場合

■申請に必要な書類

1. 指定工事店指定申請書(新規・更新)
2. マイナンバーの記載がない住民票(法人の場合は代表者のもの)
3. 定款の写し及び登記事項証明書(法人の場合のみ提出)
4. 次のいずれにも該当しないことを誓約する誓約書
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ・精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う事ができない者
5. 営業所の平面図・付近見取図、営業所の写真(正面、内部)、資材置場の写真
6. 専属の責任技術者の「相模原市排水設備工事責任技術者証」の写し(未登録の場合は「責任技術者登録申請書」を同時に申請する必要があります。)
7. 設備・器材所有調書
8. 営業所の所在地を証明する書類(住民票又は登記事項証明書に営業所の所在地の記載がない場合のみ添付してください。建物登記事項証明書、固定資産税建物評価額証明書又は建物賃貸借契約書の写し等。)
9. 神奈川県内の市町村長発行の指定工事店証の写し(既に神奈川県内の他の市町村で排水設備指定工事店の指定を受けている場合)

■申請窓口

相模原市役所 下水料金課窓口(相模原市中央区中央 2-11-15 市役所第1別館2階)へ直接
受付時間:午前8時30分～午後5時15分、土日祝日年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日

■受付期間

新規:毎月10日までに申請を受理したものについて、翌月1日に交付します。
更新:指定の有効期間の満了の日の1月前までに申請してください。

■手数料

・新規1件12,200円 ・更新1件3,500円

指定後の変更

■変更があったとき

次のとおり変更があれば、「指定工事店異動届」を提出してください。

1. 商号を変更したとき。
2. 指定を受けた営業所を移転したとき又はその所在地の表示が変更されたとき。
3. 代表者に異動があったとき(法人に限る)。
4. 専属の責任技術者に異動があったとき。
5. 電話番号を変更したとき。
6. 新規指定登録時の要件4項ア、エに該当するに至ったとき。

■廃止または休止したとき

排水設備工事の事業を廃止又は休止した場合は、「指定工事店廃止・休止届」を提出してください。

■工事店証または工事店標示板の再交付が必要なとき

指定工事店証または標示板を亡失、汚損、き損した場合は、「指定工事店証等再交付申請書」を提出してください。

指定後の変更(前ページからの続き)

■添付書類(◎は必ず添付する、○は条件により添付する)

申請種別 書類の種類	商号の変更	営業所の移転	所在地の表示変更	代表者の異動	責任技術者の異動	第2条第1項第4号アに該当するに至ったとき	廃止・休止届	工事店証再交付	標示板再交付
	工事店証再交付								
マイナンバーの記載がない住民票(法人の場合は代表者のもの)		○ ※2	○ ※3	◎					
登記事項証明書(法人の場合のみ提出)	◎	○ ※2	○ ※3	◎					
誓約書(法人の場合は代表者が記入)				◎					
営業所の平面図・付近見取図、営業所の写真(正面、内部)、資材置場の写真		◎							
新たに専属となる責任技術者の「相模原市排水設備工事責任技術者証」の写し※1					○				
営業所の所在を証明する書類(住民票又は登記事項証明書に営業所の所在地の記載がない場合のみ提出)		○ ※2	○ ※3						
神奈川県内の市町村長発行の指定工事店証の写し(既に神奈川県内の他の市町村で排水設備指定工事店の指定を受けている場合)		○							
住居表示変更通知書			◎ ※3						
破産手続開始通知の写し						◎			
指定工事店証	◎	◎	◎	◎			◎	○	
指定工事店標示板							◎		○

※1 未登録の場合は「責任技術者登録申請書」(神奈川県下水道協会の試験に合格した者又は既存の責任技術者で神奈川県下水道協会の更新講習の受講が修了した者)を同時に申請する必要があります。

※2 移転先の営業所の所在地を証明する書類として、個人事業で当該営業所に居住している場合は「住民票」、法人の場合は「登記事項証明書」、住民票又は登記事項証明書に営業所の所在地の記載がない場合は「営業所の所在を証明する書類(営業所(建物)の登記事項証明書、固定資産税建物評価額証明書又は建物賃貸借契約書の写し等)」を添付してください。

※3 住居表示変更通知書の代わりとして、※2の区分に応じた書類でもかまいません。

■申請窓口

相模原市役所 下水料金課窓口(相模原市中央区中央 2-11-15 市役所第1別館2階)へ直接
受付時間:午前8時30分～午後5時15分、土日祝日年末年始(12月29日～1月3日)を除く毎日

■受付期間

毎月10日までに申請を受理したものについて、翌月1日に再交付します。

■手数料

・工事店証再交付1件3,200円 ・標示板再交付1件8,600円
(住居表示変更の場合は、住居表示に関する法律により、工事店証再交付手数料は無料となります。)

問合せ先

相模原市下水道料金課

所在地：〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15 市役所第 1 別館 2 階

電話：042-707-1829 ファクス：042-754-1068